

# 「福島県現住人口調査システム構築業務」

## 入 札 説 明 書

平成 30 年 5 月

福島県企画調整部統計課

福島県は、「福島県現住人口調査システム構築業務」について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）の規定に基づく一般競争入札の方法により契約を締結するもので、この入札説明書は、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

## 2 入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

福島県現住人口調査システム構築業務 一式

### (2) 業務の仕様等

別添「福島県現住人口調査システム構築業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日（金）まで

## 3 入札参加資格に関する事項

入札参加資格者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であり、かつ、資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 公告から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における I SMS（JISQ27001：2014(ISO/IEC27001:2013)）認証を取得している者又は同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

(5) 公告の日を基準日として、過去 5 年以内に、都道府県において Web 技術利用のシステム構築業務を履行した実績を有する者であること。

## 4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下により資格審査のための書類を提出し、本件入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、資料作成等に要する費用は資格審査申請者の負担とし、県は受領した書類は返却しないものとする。

- (1) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
  - イ 住所証明書（個人にあっては住民票、外国人にあっては外国人登録済証明書、法人にあっては登記事項証明書）
  - ウ ISMS（ISO/IEC27001:2013/JIS Q 27001:2014）認定証書の写し又はプライバシーマークの付与を受けていることを確認できる書類の写し
  - エ 過去5年以内に、都道府県において Web 技術利用のシステム構築業務を履行した実績が確認できる書類（契約書の写し等）
- (2) 提出期限 平成30年5月16日（水）午後4時（必着）
- (3) 提出先 郵便番号 960-8043 福島県福島市中町8番2号 自治会館6階  
福島県企画調整部統計課  
電話 024-521-7145 FAX 024-521-7914
- (4) 提出方法 郵送又は持参とする。
- (5) 提出部数 各1部
- (6) 結果通知 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加確認通知書（第2号様式）により、平成30年5月17日（木）以降、入札者に対して通知する。

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、一般競争入札参加資格確認申請書等指定様式一式を配布する。

- (1) 配布期間 公告日から平成30年5月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- (2) 配布場所 4の(3)に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、205円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、4の(3)に掲げる場所まで平成30年5月9日（水）午後4時必着で請求すること。  
なお、福島県ホームページの企画調整部入札情報よりダウンロードして入手することができる。

## 6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年6月1日（金）午前10時（開場：午前9時30分）
- (2) 場所 福島県自治会館3階 特別会議室（福島県福島市中町8番2号）  
※会場は、午前10時に閉鎖する。閉鎖後は入札への参加を原則認めない。
- (3) その他 会場に入室できる人員は、参加者毎に1名とする。

## 7 入札参加資格者に要求される事項

4の(6)による一般競争入札参加資格確認通知書を受け取った入札参加資格者は、開札の前日までの間において、福島県知事から提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札保証金

(1) 入札者は、6の(1)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249号第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を希望する者は、平成30年5月21日（月）午後4時までに、以下の書類を4の(3)に掲げる場所に提出すること。

ア 入札保証金納付免除申請書（第3号様式）

イ 業務実績証明書（第7号様式）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

## 9 入札書の提出方法及び作成方法等

(1) 入札者は、入札書（第4号様式）を6に定める指定日時及び指定場所に持参・提出するものとし、郵送による提出は認めない。

(2) 入札書は封書に入れ、封書の外側に次の事項を記載すること。

ア 商号又は名称

イ 『平成30年6月1日開札「福島県現住人口調査システム構築業務」の入札書 在中』

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

福島県現住人口調査システム構築業務に係る積算内訳書（第5号様式）（以下「積算内訳書」という。）

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。

ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほか、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

(5) 積算内訳書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 作業工程ごとに、主な作業内容、数量、単価及び積算根拠を記載すること。

イ 数量は人日単位とし、小数点第2位までの記載を認めるものとする。

ウ 積算内訳書の合計金額が入札書の入札金額と一致すること。

## 10 入札方法及び開札等

(1) 入札者又はその代理人は、6で指定する入札会場に入場するに当たり、一般競争入札参加資格確認通知書及び身分証明書を提示又はその写しを提出しなければならない。さらに代理人においては、入札権限に関する委任状（第6号様式）を提出しなければならない。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示又はその写しを提出しなければならない。

(2) 開札は、入札終了後直ちに6で指定する入札会場で、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 積算内訳書の積算内容に疑義がある場合は、内容聴取を行うものとする。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものと見なす。

(6) 再度入札の場合、積算内訳書の添付は要しない。

## 11 入札心得

(1) 入札者又はその代理人は、仕様書及び入札説明書を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(3) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

## 12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 13 入札書の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札書
- (2) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (3) 記名、押印を欠く入札書
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (6) 鉛筆書きの入札書
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札書
- (9) その他、県において特に指定した事項に違反した入札書

## 14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。  
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

## 15 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又は財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

## 16 委託契約書の作成

- (1) 落札者は、委託契約書を作成する場合において、発注者が送付する委託契約書に記名押印し、契約の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が委託契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記(1)で定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

## 17 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 18 契約条項

別紙「委託契約書（案）」のとおり

## 19 質問に関する事項

- (1) 仕様書等の記載内容に質問がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（第 10 号様式）に記載し、書面又は電子メールにより、4 の(3)に掲げる場所に、平成 30 年 5 月 16 日（水）午後 4 時まで提出すること。

（電子メールアドレス：[toukei\\_seikatsu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:toukei_seikatsu@pref.fukushima.lg.jp)）

- (2) 質問に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（第 11 号様式）により質問者に回答するほか、平成 30 年 5 月 23 日（水）、福島県ホームページの企画調整部入札情報に掲載する。

## 20 その他

- (1) 入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（第 9 号様式）を提出すること。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏ら

- してはならず、本件の委託業務手続以外の目的に供してはならない。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
  - (4) 入札から落札者の決定までに入札者が3に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。



## 参考資料 (福島県財務規則 抜粋)

### 【入札保証金関係】

#### (担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等)

第 169 条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 福島県債証券            | 額面全額          |
| (2) 国債証券              | 額面全額の 10 分の 8 |
| (3) 地方債証券(福島県債証券を除く。) | 額面全額の 10 分の 8 |
| (4) 特別の法律により法人の発行する債券 | 時価の 10 分の 8   |
| (5) 知事が確実であると認める社債券   | 時価の 10 分の 8   |

2～3 (略)

#### (入札保証金の減免)

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)～(4) (略)

2 (略)

#### (入札保証金の納付等)

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除した場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

### (入札保証金の還付)

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

## 【契約保証金関係】

### (契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)～(18) (略)

2 (略)

### (契約保証金の納付等)

第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関におさめ

させなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

**(契約保証金の還付)**

第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。